		日号	ページ
一一八	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件	二五	三
一一九	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件	二五	三
一二〇	国家公務員等の旅費支給規程第十三条第三項第三号に規定する宿泊施設の一覧表の作成に関する手続を定める告示	二七	三
一二一	南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定の有効期間の延長に関する件	三一	三
	○財　務　省		
五三	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	四43	九
五四	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一〇47	二
五五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	一〇47	二
五六	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一〇47	三
五七	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	一〇47	四
五八	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	一〇47	四
五九	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一〇47	四
六〇―六七	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一48	七
六八―七〇	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一一48	一三
七一―七三	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一一48	一四
七四	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	二一58	八
七五	歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件	二七	三
七六	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	二八	五
七七	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二八	五
七八	中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長について	二八	五
七九	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件	二八68	三五一
八〇	電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件	三一71	七二
八一	健康保険印紙の形式の一部を改正する件	三一71	七三
八二	日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件	三一71	七四
八三	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	三一71	七四
八四	所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件	三一特8	四六
八五	所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一特8	四七
八六	法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一特8	四八
八七	登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件	三一特8	四八
八八	消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき、財務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件	三一特8	四八
八九	印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件	三一特8	四八
九〇	寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件	三一特8	四九